

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入の前には必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし【契約概要のご説明】

- 商品の仕組み：この商品は「傷害総合保険普通保険約款」に各種特約をセレクトしたものです。
 - 保険契約者：一般財団法人全国学生保障援助会
 - 保険期間：2023年3月1日(午前0時)から2024年4月1日(午後4時) 2023年3月1日(午前0時)から2024年4月1日(午後4時) 2023年3月1日(午前0時)から2026年4月1日(午後4時) 2023年3月1日(午前0時)から2027年4月1日(午後4時) 2023年3月1日(午前0時)から2028年4月1日(午後4時) 2023年3月1日(午前0時)から2029年3月1日(午後4時)
- ※2023年3月1日以降、2023年3月末日までに「受付確認が完了した方は2023年4月1日(午前0時)が保険始期となります。
- ※6年間の契約については、2023年3月1日以降、2023年11月末日までに「受付確認が完了した方は2029年4月1日(午後4時)が保険終期となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：全国学生保障援助会の会員
 - 被保険者：全国学生保障援助会の会員の子供で学生の方(「保険期間末日」に年齢が満23歳未満)または「学校教育法」に定める学校の学生(生徒)にかぎります。 ※疾病保険特約を付帯する場合、保険期間の初日において3歳未満の方は、被保険者とはなりません。
 - 扶養者：あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加

入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。ただし、就学上の事情等の理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿生等)等は、別居でも被保険者を継続して扶養することが明らか親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。

- お支払方法：お支払い方法については、パンフレット等をご確認ください。
- お手続方法：WEBお申込画面に必要事項をご入力の上お申込みいただくか、同封の「払込取扱い票」の加入申込票部分に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行窓口にてお申送りください。
- 中途加入：「保険期間」中途でのご加入は、毎月「受付」をします。その場合の保険期間は、1日〜14日までに「受付確認が完了した方は同日15日より、15日〜末日までに「受付確認が完了した方は翌月1日より」保険開始となります。いずれの場合も保険終了日は、左記の各保険期間の末日となります。

※2023年3月1日以降、2023年3月末日までに「受付確認が完了した方は2023年4月1日(午前0時)が保険始期となります。

- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の全国学生保障援助会サービスデスクまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。(保険期間が1年を超える場合を除きます。)*また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【特定感染症危険【後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金】補償特約】
特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の日)をお支払します。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※1)特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三类感染症または新型コロナウイルス感染症^(※2)をいいます。2022年10月現在、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)*等が該当します。(※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国が世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)*であるものにかぎります。

補償の内容【保険金をお支払する主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)*によりケガをされた場合等には、保険金をお支払します。

(※)身体外部から有傷がまたは有傷物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。「熱中症危険補償特約」がセレクトされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)「保険期間」開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔開のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事を行います。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払します。
	死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額

後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じた、死亡・後遺障害保険金額の4%〜100%をお支払します。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
	後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%〜100%)

入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払します。
	入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)

手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払します。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
	<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払します。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2)

傷害 国内外補償	【※1】以下の手術は対象となります。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、技術手術 【※2】先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払します。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払します。ただし、入院保険金をお支払するべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払しません。
	通院保険金日額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生日から1,000日以内の90日限度)

【特定感染症危険【後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金】補償特約】
特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の日)をお支払します。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)ギプス、ギプススプレー、ギプスジャケ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいひ、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。
(注)2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【特定感染症危険【後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金】補償特約】
特定感染症^(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の日)をお支払します。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

個人賠償責任(国内外補償) ^(※1)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払します(自己負担額はありません。)*。ただし、①の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンへの承認を必要とします。
	①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)*に起因する偶然な事故(例えば運転運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合

保険金の種類(続き)	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	④誤って線路上に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 ※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族 エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ、本人が未成年または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)*。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ、いからまでいずれかの法が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方、その責任無能力者の親族にかぎります。 ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【※2】次のものは「受託品」に含まれません。 ・ 移動電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ・ コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・ 義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・ 動物、植物 ・ 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・ 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)*、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)*、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ・ 通貨、預貯金証券、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・ 山岳登山はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)*、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・ データやプログラム等の無体物 ・ 不動産 ^(※4) 、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ・ 漁具 1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ※量、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。 【※3】「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モートル等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	

物 損害の補償	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払します。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 【※1】携行品とは、被保険者の居住用における供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)*外において、被保険者が携帯している被保険者所有のもの、体、衣類をいいます。 【※2】「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において、被保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要となる額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 【※3】保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注)1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注)2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、水上オートバイ等を含みます。)*、航空機、雪上オートバイ、ゴカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証券(通帳およびチャックカードを含みます。)*、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)*およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など
	特別費用

借家人賠償(国内外補償) ^(※1)	日本国内において被保険者 ^(※1) が借用・使用する借戸室を損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払します(免責金額はありません。)*。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンへの承認を必要とします。 【※】被保険者には以下の①または②のいずれかに該当するものを含まず。 ①借用戸室の賃借主が被保険者と異なる場合はその賃借主 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)*。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。
	ひとり暮らし学生のみに

学生生活用動産(国内外補償) ^(※1)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等による被害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務 ^(※2) の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任	①故意または重大な過失②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの③地震、噴火またはこれらによる津波④欠陥⑤自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐蝕、さび、変色等⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
--------------------------------	---	--

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払します。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を遡算して1,000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)* ⑤傷痍 ⑥出産、出産。ただし、異常分娩等、「産養の給付」等 ^(※) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの ⑧頸(い)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的にわち所見)、腰痛等 ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など 【※】「療養の給付」等公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」といいます。

疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払します。(1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払します。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)	(※1)以下の手術は対象となります。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、技術手術、鼻焼灼点焼、美容整形上の手術、手術を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表で手術料の算定対象とならぬ乳がん再建術、視力矯正を目的としたレーザー手術、凝固型肉内レーザー手術(レーンク手術)など 【※2】先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2)骨髄細胞採取手術 ^(※3) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払します。 【※1】ご加入初年度の保険期間の開始時からの日を含めて1年経過後に受け入れた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者以外の同一の自家移植の場合は、保険金をお支払しません。 【※2】確認検査とは、骨髄細胞の受容者と白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初にを行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクからの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)*を2回以上連続した場合でも、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けたい連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払します。 【※1】一連の手術とは、医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受け入れた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 【※2】同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たなる同一手術期間とします。 (3)医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日についてのみお支払します。 (4)放射線治療を2回以上受け入れた場合は、施行の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。
---------	--	--

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為または無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

疾病手術保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
---------	---	---

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
---------	---	---

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
---------	---	---

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
---------	---	---

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
---------	---	---

疾病入院保険金	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き忘れ⑨修理、調整の作業上の過失または技術的故障等⑩自己負担額⑪台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害⑫委任者の弦(ヒア)線を含みます。)*の切断または打楽器の打皮の破損⑬楽器の首差しは首質の変化 【※】保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。	①故意または重大な過失②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等による正常な運転ができないおそれがある状態での運転③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)*、核燃料物質等によるもの④地震、噴火またはこれらによる津波⑤欠陥⑥自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、自然の発火 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故⑧紛失または置き
---------	---	---

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語の説明	
用語	用語の定義
	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【1回の入院】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をしています。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【先進医療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【治療】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【通院】	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
【通院責任期間】	
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【入院】	次 の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
【放射線治療】	ただし、血液照射を除きます。②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
【歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含まず	
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 （※1） 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2） 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならぬ程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注） 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)
1.クーリングオフ この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2.ご加入時における注意事項(告知義務等) <div> <ul style="list-style-type: none">●ご加入の際は、加入申込票等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。 ●加入申込票等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。*ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 <ul style="list-style-type: none">(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込票等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 </div> <p><告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。</p> <div> <ul style="list-style-type: none">★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等^(※)の加入状況 (※)「他の保険契約等」とは、個人用(傷害所得総合保険、傷害総合保険、 </div>

用語	用語の定義						
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
【アルバイト】	一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。						
【インターンシップ】	在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うこといいます。ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実体験または就業等をのぞきます。						
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれ保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。						
【原因事故】	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table><tbody><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr><tr><td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></tbody></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						

【財物】	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証券、株券、手形その他有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
【弁護士】	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えられた弁護士名簿に登録された者を含みます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
【法律相談】	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。

法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- 【疾病補償をセトされる場合】
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセツした日をいいます。
 - (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 【弁済士費用総合補償特約をセトされる場合】
 - ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

- 3.ご加入後における留意事項(通知義務等)**
 - 加入申込票等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)
 - ご加入初年度は、被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご連絡がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

<div> <ul style="list-style-type: none">●扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 ●加入申込票等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。 </div> <p><被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について></p> <p>被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p><重大事由による解除等></p> <ul style="list-style-type: none">●保険金を支払わせる目的で支払事由を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 <他の身体障害または疾病の影響> ●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。	<div> <ul style="list-style-type: none">●プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 </div>
--	--

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - 加入申込票等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で支払事由を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - <他の身体障害または疾病の影響>
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。
*保険期間の中途でご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月1日～14日までの受付分は同月の15日より、15日～末日までの受付分は翌月1日より保険開始となります。
※3月1日以降、2023年3月末日までに受付確認が完了した方は4月1日(午前0時)が保険始期となります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担した事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。（注）個人賠償責任補償特約をセツした場合、日本国外において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類、疾病状況報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価値、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など <p>②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合</p> 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、質貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など <p>③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合</p> 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。（注2）被保険者が保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を

- 終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しく内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際して、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払する前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しく内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産

【ご加入内容確認事項】
本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セトされる特約 <input type="checkbox"/> 保険期間 <input type="checkbox"/> 保険金額 <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の「補償重複についての注意事項」をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9.個人情報 の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社 等(外国にある業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(運営個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報 の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださいか。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】
本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セトされる特約 <input type="checkbox"/> 保険期間 <input type="checkbox"/> 保険金額 <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 取扱代理店**
株式会社セゾン保険サービス
〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-21-1 アウルタワー4階
TEL 0120-936-406 FAX 03-3985-8237
(受付時間:平日の9:00から17:30まで)

- 引受保険会社**

- 損害保ジャパン株式会社**
東京公務開発部営業開発課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 12階
TEL 03-3349-5420 FAX 03-6388-0164
(受付時間:平日の9:00から17:00まで)

- 指定紛争解決機関**
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
- 一般社団法人日本損害保険協会　そんばADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>
受付時間:平日の9:15から17:00まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
- 【**事故サポートセンター**】
0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入者証は全国学生保障援助会のマイページでご確認いただけます。